

や溶融処理などがある。中間処理方法により、廃棄物の形態が変化するものもある。焼却処理のような中間処理では、廃棄物中の可燃物が燃焼し、焼却灰（燃え殻）とばいじんが生ずる。特に事業所内に焼却炉を有する場合などでは、場内で発生する廃棄物量を把握するとともに、焼却炉で中間処理された焼却灰（燃え殻）等の発生量も同時に把握することが必要である。

廃棄物の発生段階では多量に発生していたものでも、汚泥のように水分を多く含む廃棄物では脱水処理などを行い事業所の場外へ搬出される際には、大幅に減量されていることもある。廃棄物等の量を把握する際には、発生段階からどのような中間処理が行われているのかを併せて把握し、どの段階で場外へ排出されるかを把握することが重要である。

中間処理を処理業者に委託する場合には、委託処理の内容について把握する必要がある。排出事業者が廃棄物の処理を処理業者に委託する場合、収集運搬業者と委託契約を結ぶため、収集運搬業者が搬送した廃棄物をどのように中間処理し、最終処分しているか排出事業者が把握することは困難な面がある。廃棄物の発生量の回避や低減化を行うための代替案評価を行うためには、対象事業所内の廃棄物処理だけでなく、場外での処理業者の処理状況及び再生利用状況を把握することが必要である。

### (3) 最終処分過程等

中間処理を行った残さは最終的に最終処分場で埋立処分されるか、もしくは再生資源として再利用される。

排出事業者自らが最終処分場を有して埋立処分することもある一方、廃棄物処理業者へ委託処理することが多い。最終処分過程も中間処理過程と同様に、排出事業者が最終処分の状況を把握することは困難である。廃棄物による環境への負荷を低減化させるためには、最終処分量を削減することが不可欠であり、処理方法の代替案の評価を行う場合も、最終処分量の削減効果が重要な要素となる。したがって、中間処理同様、処理業者の処理ルートを把握し、最終処分量まで把握することが必要である。

## 18-2 項目及び手法の選定の考え方

環境影響評価の対象とする項目は、対象事業ごとに技術指針で定められた標準項目に、事業特性及び地域特性により項目の追加及び削除を行うことによって選定する。

また、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業特性及び地域特性により対象事業ごとに技術指針で定められた標準手法や、これを簡略化し又は重点化した手法を選定する。

次に環境影響評価の対象とする項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方を示す。

### (1) 工事の実施

工事中の廃棄物等については、原則としてすべての事業において対象とする。特に、造成を伴う場合の残土や伐採木、既存建物の解体が伴う場合等の建設系廃棄物（コンクリートがら等）に留意する。

### (2) 土地又は工作物の存在及び供用

供用時は、工場・事業場事業等の生産活動を行う事業、レクリエーション事業、鉄道・軌道事業者、飛行場事業など人の利用を伴う事業、下水道終末処理事業、廃棄物処理事業等において主に対象とする。

また、土地区画整理事業等の人の居住を伴う事業においても、廃棄物の減量あるいは有効活用のための仕組みといった配慮の観点から対象とすることが望ましい。